

◎ 流出事故時の通報内容・通報先

★ 通報内容

事業場名、所在地、電話番号、発生(発見)日時、流出物(含有物質)、推定流出量、現在の状況 等

★ 通報先

事業場所在地	【通報先】下水道事務所
千代田区、中央区、 港区（台場を除く）、 渋谷区、文京区、台東区、 豊島区、荒川区	北部下水道事務所 お客さまサービス課 水質規制担当 平日昼間 5825-4172 夜間・休日 5820-4341 〒111-0051 台東区蔵前2-1-8 FAX 5822-4950
墨田区 江東区 港区のうち台場地区 品川区のうち東八潮地区、 大田区のうち令和島地区	東部第一下水道事務所 お客さまサービス課 水質規制担当 平日昼間 3645-9648 夜間・休日 3645-9641 〒135-0016 江東区東陽7-1-14 FAX 3649-8355
足立区 葛飾区 江戸川区	東部第二下水道事務所 お客さまサービス課 水質規制担当 平日昼間 5680-1392 夜間・休日 5680-1268 〒124-0001 葛飾区小菅1-2-1 FAX 5680-1624
新宿区、中野区、 杉並区、北区、 板橋区、練馬区	西部第一下水道事務所 お客さまサービス課 水質規制担当 平日昼間 5343-6209 夜間・休日 5343-6200 〒165-0026 中野区新井3-37-4 FAX 5343-6216
品川区（東八潮を除く）、 目黒区 大田区（令和島を除く）、 世田谷区	南部下水道事務所 お客さまサービス課 水質規制担当 平日昼間 5734-5045 夜間・休日 5734-5031 〒145-0067 大田区雪谷大塚町13-26 FAX 3728-8280

※平日昼間とは、月曜日から金曜日（休日を除く）の8：30から17：15まで
夜間・休日は、緊急用で、下水道受付センターに転送されます。

このリーフレットに関するお問合せ



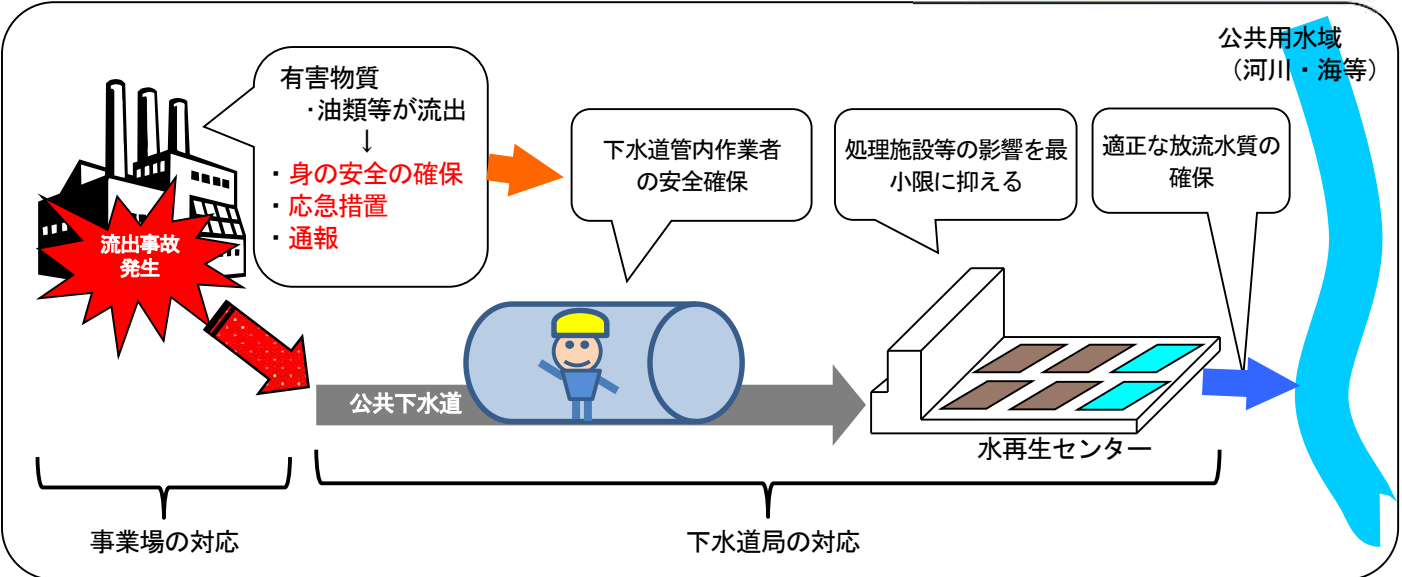
東京都 下水道局 施設管理部 排水設備課
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1（都庁第二本庁舎）
電話 5320-6586（直通）



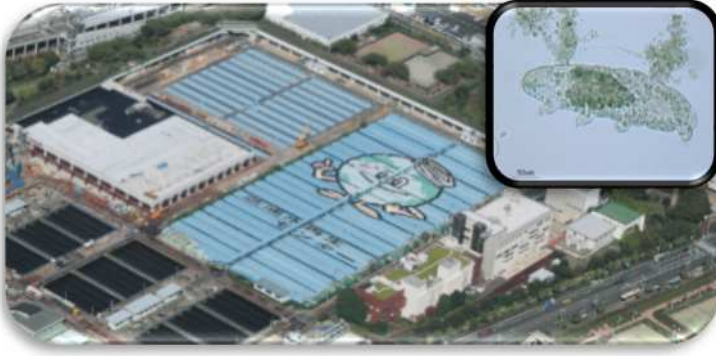
流出事故が発生してしまったら
すぐに通報を!!

一刻も早い通報により、
下水道管内作業者の身の安全・下水道施設・自然環境
を守ることができます。

きれいな水環境



下水道管内の作業



水再生センターと微生物(右上)

東京都下水道局

◎ 通報が必要となる『事故』とは？

特定事業場^(注)は、流出事故発生時の対応が下水道法により義務づけられています(下欄を参照)。

発生原因を問わず「特定事業場^(注)から有害物質又は油類(下表)を含む排水が公共下水道に流出した場合」は通報が必要になります。

(例:火災や停電等による除害施設等の機能停止、貯蔵タンクや配管等の破損、従業員の操作ミス)

なお、特定事業場でない事業場についても、特定事業場と同様、下水道事務所に通報をお願いします。

注) 特定事業場：水質汚濁防止法に規定する特定施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設を設置している事業場

下水道法で定める事故

- 対象は特定事業場^(注)です(法第12条の9)。
- 政令で規定する物質等(下表)が公共下水道に流出する事故が発生したときは、直ちに応急の措置を講じ、速やかにその事故の状況、講じた措置の概要を東京都下水道局長(下水道事務所)に届出なければなりません。(法第12条の9第1項)
- 適切な応急の措置が講じられていない場合は、東京都下水道局長は応急の措置を構ずべきことを命ずることができます。(法第12条の9第2項)
- 上記の命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられます。(法第46条第1項)

<事故時の措置対象物質及び油類>

対 象 物 質			油 類
カドミウム	テトラクロロエチレン	シマジン	原油
シアン	ジクロロメタン	チオベンカルブ	重油
有機燐	四塩化炭素	ベンゼン	潤滑油
鉛	1,2-ジクロロエタン	セレン	軽油
六価クロム	1,1-ジクロロエチレン	ほう素	灯油
砒素	1,2-ジクロロエチレン	ふっ素	揮発油
総水銀	1,1,1-トリクロロエタン	アンモニア・硝酸・亜硝酸	動植物油
アルキル水銀	1,1,2-トリクロロエタン	塩化ビニルモノマー	
ポリ塩化ビフェニル	1,3-ジクロロプロベン	1,4-ジオキサン	
トリクロロエチレン	チウラム	ダイオキシン類	

※上表以外でも、強酸などの下水道に影響がある排水が流出した場合には、下水道事務所に通報してください。

◎ 流出事故発生時の対応

施設から有害物質・油類等が流出してしまったら、次のように行動するとともに、速やかに下水道局へ通報してください。水質管理責任者は、「施設の事故及び緊急時の措置に関すること」が職務として定められています。(東京都下水道条例施行規程第7条の4)

- ☆ 自らの身の安全の確保
- ☆ 施設・作業の停止等による被害拡大防止
(停止することにより、被害が拡大する場合は除く)
- ☆ 関係者や事故の影響が及ぶおそれがある人たちへの通報・連絡※

※「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」、「消防法」、「毒物及び劇物取締法」、「水質汚濁防止法」等に基づく事故時の通報が必要な場合があります。



シアンを使用している事業者の方へ

シアンが流出すると、猛毒のシアン化水素ガスが発生することがあり、大変危険です。
下水道管内で作業を行っていることもありますので、必ず通報をお願いします。

《 事故事例 》

①東日本大震災によりめっき液が下水道へ流出

激しい揺れにより複数の事業場から高濃度のシアン、六価クロムを含むめっき液などが下水道に流出した。シアンを含むめっき液、塩酸の同時流出により、シアン化水素ガスが発生した事業場もあった。

その後の対策として、土のうや吸着マットの常備、めっき槽の液面を下げるなどの対応を行った。

②水道水の漏洩によりシアン含有廃水が下水道に流出

夜間に水道水が漏洩して、シアン系廃水貯槽に流入。その後、貯槽からオーバーフローして下水道に流出した。朝出勤した従業員が下水道事務所に連絡したため、すぐに水再生センターで対応準備を行うことができ、水再生センターへの影響はなかった。

★ 日頃からの事故への備え

○被害拡大防止のための設備・資材を常備

○使用薬品の性状確認(SDS[安全データシート]による)、連絡体制の整備、事故対応マニュアルの作成、防災訓練の実施など

<被害拡大防止対策の例>



土のう(写真)、吸着マットなどの常備



薬品タンクに防液堤を設置